

反 訴 状

平成23年9月30日

東京地方裁判所第37部合議係 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士	小 松 雅 彦
同	仁 科 豊
同	晴 被 雄 太



〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-20-2-101
反訴原告 西 村 肇

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-11-12岩下ビル4階
オアシス法律事務所（送達場所）

TEL 03-5363-0138 FAX 03-5363-0139

反訴原告訴訟代理人弁護士	小 松 雅 彦
同	晴 ^{はれ} 被 ^{まき} 雄 太

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 紀尾井ロイヤルハイツ 4F
仁科・深道法律事務所

TEL 03-3222-9925 FAX 03-5215-5620

反訴原告訴訟代理人弁護士 仁 科 豊

〒 ●●●●● 東京都 ●●●●●

反訴被告 鈴 木 讓

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 550万円

貼用印紙額 3万2000円

第1 反訴請求の趣旨

1 反訴被告は、インターネット上の反訴被告ホームページに掲載されている別紙1記載の各文書を削除せよ。

2 反訴被告は、別紙2記載の謝罪文を、別紙3記載の条件で、インターネット上の被告ホームページに掲載せよ。

3 反訴被告は、東京大学大学院農学生命科学研究科に対し、研究業績データベースから「魚体へのメチル水銀蓄積経路について—「水俣病の科学」の誤り」との内容の文書を抹消するよう申し出よ。

4 反訴被告は、反訴原告に対して、金550万円及びこれに対する本反訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

との判決及び第1項について仮執行宣言を求める。

第2 反訴請求の原因

1 反訴提起の理由

反訴原告は、これまで、「学問的な争いについて、裁判所で決着をつけることは相応しくない」として、反訴被告に対し訴訟を提起したり、反訴を提起することも考えていなかった。

しかし、ここに至り、反訴を提起することになったので、その理由について触れる。

1点目に、審理を進めていく中で、本訴に応じているだけでは真相が解明できない、ということがわかってきたということが挙げられる。当事者間で主張反論を繰り返し、争点を絞った上で、尋問事項を詳細に検討したところ、「水俣病の科学」の科学的内容に一定程度立ち入らないと真相解明に繋がらないことが明らかとなった。しかしながら、反訴被告は科学的内容に立ち入ることに消極的であり、主張書面においても反訴被告じしんの「水俣病の科学」についての見解を明らかにしてはならず、この点について全く審理がされないまま結審してしまうおそれがある。反訴原告としては、メチル水銀の取り込み経路に関する見解の相違

が、本件訴訟の原因の1つになっており、この点について適切に審理がなされる必要があることは明らかであると考える。

2点目に、反訴原告自身、反訴被告により名誉を毀損される等の損害を被っており、本訴を棄却するだけでは実質的な名誉回復には繋がらず、最終的な解決にはならないと考えたということが挙げられる。反訴原告は、当初は上記第1点目の理由もあり、反訴原告が反訴を提起しても混乱を招き、実質的な解決が図られないのでは、と危惧していた。しかし、当事者間で主張をやりとりし、反訴被告の態度が明らかになったことで、単に応訴するだけでは意味がなく、本件は反訴を提起して実質的な解決を図るべき事案であることが次第に明らかとなったのである。そもそも、本件の経緯を見れば、反訴被告の行為がきっかけ(原因)となって、反訴原告が本件表現を行なった(結果)のものであり、反訴原告の行為(結果)を検討するためには、反訴被告の行為(原因)を検討することが必要不可欠である。そして、反訴原告が反訴を提起しなければ、全体図が見えないし、全体図が見えなければ全体的な解決も望むことはできない。

以上2つの大きな理由により、反訴原告は、今般、反訴を提起することを決意した。

1 反訴原告、『水俣病の科学』について

(1) 反訴原告の経歴

反訴原告は、東京大学工学部を1957年に卒業し、1959年に大学院工学科修士課程を修了した。1959年から1962年まで科学技術庁航空宇宙技術研究所に在籍し、1961年に東京大学化学工学科に併任助手として戻り、1964年に講師に昇任、1967年には教授相当の講座担当助教授となった。

1980年には教授に昇格し、1993年に定年退職し、名誉教授となった。

(2) 『水俣病の科学』の出版意義

反訴原告は、水俣病の原因において解明されていなかった「不知火海の底泥の中にあるのは無機水銀なのに、なぜ魚が汚染されるのか」というテーマに強い関心を持っており、このことについて研究を開始した1970年ころから、生涯をか

けて取り組むべき大きな問題であると認識していた。

反訴原告は、1971年ころから上記テーマについての研究(本訴被告平成22年11月16日付第2準備書面第3.3以下参照)を行ない、研究結果を、1996年8月から1998年1月にかけて、雑誌『技術と人間』に投稿した。その後、検討を経て確定した最終結果を2報の論文にまとめて、1998年3月と4月の「現代化学」に発表した。著書としての出版は、化学工学の専門的議論が主要部を占めるため、やや困難であったが、日本評論社の積極的姿勢によって、2001年6月に発行をみた。

(3) 毎日出版文化賞の受賞

反訴原告は、2001年、『水俣病の科学』の共著者として、第55回毎日出版文化賞(自然科学部門)を受賞した。

なお、同書は2006年に増補版が出版されている。

(4) 小括

以上のとおり、反訴原告は、東京大学の教員(助教授、教授、名誉教授)として、長年にわたり水俣病の原因についての研究を行ない、その成果を岡本達明氏との共著『水俣病の科学』により結実させた。

そして、同書は毎日出版文化賞を受賞し、専門誌としては珍しく増補版が出版されている。

このように、反訴原告の長年の研究結果である『水俣病の科学』が上記のとおり経緯で出版されており、高い評価を受けている。

2 不法行為1へつながる背景

～水俣フォーラム事務局宛てメールにまつわる事項(2005・9)

(1) 水俣フォーラムについて

水俣フォーラムとは、全国各地ですすめている水俣展の開催をはじめ、講演会や出版を通じて、水俣病事件を伝えるための活動を行なう特定非営利活動法人である。

(2) 反訴被告のメール

反訴被告は、水俣フォーラム事務局に対し、『水俣病の科学』の結論について、「魚類におけるメチル水銀の取り込み効率が、鰓を通しての海水からの取り込みとプランクトンを消化しての腸からの取り込みで同程度かどうかを検証せずに、同程度であることを事実として扱っているが、それはメチル水銀の鰓からの吸収効率を過大に評価し、餌からの取込量を過小評価するもので、科学的な批判に耐えられる論理展開ではない」と批判するメールを送信した。

(3) 反訴原告の認識

反訴原告は、上記メールの存在を水俣フォーラム事務局から知らされ、反訴被告が『水俣病の科学』の内容に異議を唱えていることを知った。

そして、反訴原告と反訴被告との間で本訴被告平成22年11月16日付第2準備書面第5(4)記載のとおりやりとりがなされたのである。

3 不法行為1・反訴被告による東京工業大学での講演の際での不当な発言(2007・1)

(1) 講演の内容

平成19年1月27日、反訴原告は東京工業大学で講演を行なった。主催は日本環境学会であり、初学者向けに『水俣病の科学』の基本的な考え方を話すものであった。

(2) 反訴被告の発言

反訴原告の講演が終わり、質疑応答の時間になると、反訴被告がすぐに立ち上がり、突然「再版のときには(『水俣病の科学』の内容を)直すようにと言ったのに、どうして直していないのか。」と反訴原告に迫った。

(3) 質問予告(甲6)について

反訴被告は、甲6を講演前に提出したと主張するが、反訴原告はそのような書面は反訴被告が証拠提出するまで1度も見たことがない。そもそも、甲6を誰に提出したのか、ということ自体、被告は知らない。

(4) 小括

反訴被告は、公開の場である東京工業大学の講演会において、講演の主題

となっていた反訴原告の共著の内容の修正を求める、誤った理解に基づく不規則発言を行ない、講演会に参加していた不特定多数の者にこれを聞かせることによって、反訴原告の社会的評価を低下させた。

4 不法行為2・反訴被告による会員の声欄への投稿(2007・9)

(1) 投稿内容

反訴被告は、「魚体へのメチル水銀蓄積経路について—「水俣病の科学の誤り」」という表題で、甲7号証のとおり本件投稿を行なった。

その中では「この説は魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである。」「…この説が水俣病に関わる人々にかかなり広く浸透し混乱を与えている…」「…取り込み効率の違いを完全に無視して計算している…」「12500倍の過大評価である。」「以上、同書の誤りは明確であり、正されなければならない」等といずれも断定的な論調で反訴原告の研究結果、ひいては『水俣病の科学』が誤りであると指摘していた。

(2) 引用文献

反訴被告は、本件投稿の引用文献として藤木ほか「メチル水銀の魚体への蓄積機構に関する研究」(乙13)を挙げているが、同論文の結論が、反訴被告の見解を支持するものでないことは、既に平成23年4月21日付本訴被告第4準備書面第3.2(3)で述べたとおりである。

(3) 反訴被告ホームページへの掲載

反訴被告は、本件投稿を、自身のホームページに掲載(甲21)した。

(4) お詫びと訂正について

反訴被告は、平成22年10月29日に東京大学科学研究行動規範委員会からの要望(甲22)を受け、日本水産学会誌に「お詫びと訂正」(甲23)を投稿し、これを反訴被告のホームページにも掲載した(甲21)。

しかし、その内容は「論旨には影響しませんが、訂正の上、お詫びしたいと思います。」とお詫びにもならないようなものであり、訂正内容も「「水俣病の科学」の誤り」を「「水俣病の科学」は誤り？」と「？」を加えるだけのもので、とても甲22

号証の要望の趣旨に沿ったものとは言えないものであった。

(5) 小括

以上のとおり、反訴被告は、誤った理解と不適切な文献の引用に基づき、反訴原告の研究成果を批判する内容の投稿を行ない、これを反訴被告ホームページに掲載し、広く不特定多数の者が閲覧できる状態にし、反訴原告の社会的評価を低下させた。

5 不法行為2に伴う影響

～反訴被告の周辺からの圧力(2007・12, 2008・2)

(1) 毎日新聞社あての抗議

反訴被告の日本水産学会誌への投稿があった平成19年9月の直後である、同年12月11日、訴外三森信夫(以下、「三森氏」という。)から毎日新聞社宛てに、大要、『水俣病の科学』に毎日出版文化賞を与えたことを見直せとの内容が記された手紙(乙1)が送付された。

三森氏は、反訴被告の日本水産学会誌への投稿を引用し、それを元に手紙を作成している。

(2) 日本評論社あての抗議

平成20年2月25日、訴外宮澤信雄氏(以下、「宮澤氏」という。)から日本評論社宛てに、大要、『水俣病の科学』の出版を控えるべきであるとの内容が記された手紙(乙2)が送付された。

これに対し、日本評論社は返信し、『水俣病の科学』の結論が正しいことを説明した(乙3)が、再び宮澤氏から日本評論社宛てに手紙が送付された。

そして、これについても、日本評論社は手紙(乙4)を送付して説明したが、宮澤氏はこれにも納得がいかなかったようで、みたび宮澤氏から日本評論社宛てに手紙(乙5)が送付された。

6 不法行為3・反訴被告による『水俣病の科学』批判

(1) 講演など

反訴被告は、平成19年8月24日、2007年度環境行政フォーラムにおいて「魚への水銀蓄積は餌由来である—「水俣病の科学」批判」との題目で、講演を行なった(乙16)。同フォーラムの講演内容は、反訴被告の発表を除いて発表者の研究内容そのものに関する内容であり、反訴被告の講演内容が『水俣病の科学』批判という、反訴原告を直接攻撃する内容となっていること自体、異様である。

また、反訴被告は、平成19年12月8日、第16回浜名湖をめぐる研究者の会においても、「魚への水銀蓄積は餌由来である—「水俣病の科学」批判」という題目で、講演を行なった(乙17)。同会の講演内容は、浜名湖・猪鼻湖、佐鳴湖といった静岡県湖に関する発表がほとんどであり、やはり反訴被告の講演内容は異様なものである。

さらに、平成19年12月、反訴被告は、環境工学の工学博士である中西準子氏に対し、本件投稿を同封した手紙を送っている(乙18)。これは、中西準子氏において、魚にメチル水銀が濃縮される経路について、食物連鎖によるものとエラ呼吸によるものの2通りがあるとインターネット上の中西準子氏のホームページに記事を投稿したことがきっかけとなっている。

(2) 小括

以上のとおり、反訴被告は反訴原告の把握する限りでも、『水俣病の科学』を批判する内容の講演を各所で行ない、『水俣病の科学』の結論を肯定する者に対しては手紙を送付していることは明らかである。

そして、その批判は、内容自体不当なものであった。

これにより、反訴原告の社会的評価は低下した。

7 因果関係および損害

上記3、4および6記載の各行為により、反訴原告は多大な精神的損害を被った。

反訴原告としては、研究内容を批判されることは良いと考えていたが、公開の場で討論をすることに応じてもらえず、誤った理解に基づいて一方的に書面のや

りとりで攻撃されることは苦痛でしかなかった。

また、上記5. は不法行為そのものではないが、関係者に多大な迷惑をかけたことで、反訴原告じしん、とても辛い思いをした。

その損害を見積もると、500万円は下らない。

そして、本反訴にかかる弁護士費用は、50万円を下らない。

8 まとめ

以上のとおり、反訴原告は、反訴被告に対して、民法709条及び723条に基づき請求の趣旨1ないし3記載の名誉回復措置をなすこと、及び、民法709条及び710条に基づき請求の趣旨4記載の金員の支払いをなすことを求める。

以 上

(別紙1)

1 魚体へのメチル水銀蓄積経路について—「水俣病の科学」の誤り

日本水産学会誌 73 巻 5 号(2007)「会員の声」欄に掲載された一文で、メチル水銀は鰓を通して海水から直接吸収されたとする西村肇・岡本達明著「水俣病の科学」の誤りを指摘した。日本水産学会の許可を得て転載する。

2 お詫びと訂正

上記、会員の声に数値の誤りと誤解を招く表現があるとの指摘を受け、日本水産学会誌 76 巻 1 号(2010)「会員の声」としてお詫びと訂正を掲載していただいた。原稿に赤字で訂正を加えたのが修正版 p.1, p.2 である。数値の誤りはあったが、結論は全く変わらない。当初「水俣病の科学」では鰓からのメチル水銀吸収効率を 12500 倍過大評価している、と記述したが、125 倍の過大評価であった。餌からの吸収は 77 分の 1 の過小評価で変りがない。従って、メチル水銀は鰓から吸収されたとする同書で提示された説は誤りと考える。

(別紙2)

謝罪文

私、鈴木讓は、東京大学名誉教授の西村肇氏と岡本達明氏の共著「水俣病の科学」に対し、誤った主張を内容とする文書を2007年(平成19年)9月刊行の日本水産学会誌第73巻5号の「会員の声」欄に投稿し、また、「お詫びと訂正」と題する文書を2010年(平成22年)1月刊行の日本水産学会誌第76巻1号の「会員の声」欄に投稿し、これら2つの投稿を私のホームページ上に掲載しましたが、これらは、西村肇氏の名誉を傷つけ、「水俣病の科学」の社会的価値を不当に低下させる、不適切な内容を含むものでした。

これにより、西村肇氏に多大な迷惑をおかけしましたことを深くお詫び致します。

また、誤った主張を内容とする上記各投稿を契機として、毎日新聞社、日本評論社に対し、不適切な申入れがなされたことの原因を私が作り、ご迷惑をおかけしましたことも深くお詫び致します。

さらに、私の誤った主張を内容とする上記各投稿によって、上記各投稿を掲載した日本水産学会にご対し迷惑をおかけしたことも深くお詫び致します。

(別紙3)

掲載場所

インターネット上の被告ホームページの冒頭頁における下方2分の1以上の
スペース

字格及び字体

文書表題 16ポイント, 明朝体

その他 14ポイント, 明朝体

掲載期間

2年